



住宅版BELSサービスのご提供に関して

ハウスプラスでは、住宅版BELSに関するサービスを開始いたします！！制度とサービス内容は以下の通りです。

1. 制度について

制度導入の背景

- 建築物省エネ法では、住宅の省エネ性能の表示をすすめている。
- 建築物のエネルギー消費性能の見える化を通じて、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるような環境整備を図ることが重要である。
- 市場で適切に評価されるためには、信頼性の高いものさしや第三者による認証が有効である。
- 性能表示のための評価ガイドラインが設定され、第三者認証として（一社）住宅性能評価・表示協会が新たに設けたのが「住宅版BELS」。

評価方法について

- 外皮性能と一次エネルギー消費量が評価指標。
- 性能基準のほかに仕様基準でも評価可能。
- 既存住宅の評価も可能。

評価結果について

- 5段階評価により実施し、「☆」の数にて表示。

表示☆数	省エネ基準の位置付け	性能の目安 (現行基準 = 1)
☆☆☆☆☆	—	0.8
☆☆☆☆	H32年以降 トップランナー基準	0.85
☆☆☆	誘導基準	0.9
☆☆	省エネ基準	1.0
☆	既存の省エネ基準	1.1

- 仕様基準の場合は「☆☆」の表示。

表示プレートのイメージ



【ゼロエネ住宅への対応】

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量から20%以上削減できており、かつ、再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100%以上削減することで、「**ゼロエネ相当**」と表示が可能となる。
なお、評価結果は補助事業等での証明書としても利用が可能となる予定です。

※普及に向けて、今後、（一社）住宅性能評価・表示協会のホームページへBELS取得者や、BELS取得物件の一覧表示が予定されております。

2. ハウスプラスがご提供するサービス

サービス内容

- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価及び評価書の発行

申請に必要な書類

- 審査は、申請者から提出された申請書および以下の図書等に基づき実施する。

申請図書等	
申請書	申請に必要な事項を記載する定型様式
設計内容（現況）説明書	設計内容（現況）の概要を記載した説明書
図面等	建築士等が作成した意匠図、設備図で、評価に必要となる図面
計算書	評価に必要となる計算書をいい、一次エネルギー消費量計算プログラムによる結果を含む
その他	その他評価に必要となる資料等

サービス料金（円、税別）

※共同住宅・複合建築物は別途見積りとなります（下記の長屋タイプを除く）。
※プレート・シールの交付は別途料金を頂きます。

建物の種類	評価のタイプ	定価	評価内容			
一戸建ての住宅	通常審査	32,000	外皮基準および一次エネルギー消費量の評価			
	外皮基準のみ活用評価	13,000	外皮基準部分を他のサービスにより実施、もしくは、申請を行なう予定としている場合 ・住宅性能評価（5-1断熱等性能等級選択） ・長期優良住宅に係る技術的審査 ・その他			
	外皮基準および一次エネルギー消費量活用評価	8,000	外皮基準および一次エネルギー消費量準部分を他のサービスにより実施、もしくは、申請を行なう予定としている場合 ・住宅性能評価（5-2一次エネルギー消費量等級選択） ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 ・その他			
建物の種類	評価のタイプ (評価内容は「一戸建ての住宅」に準ずる)	2戸	3・4戸	5・6戸	7・8戸	
長屋タイプ (注1)	通常審査	64,000	96,000	106,000	116,000	
	外皮基準のみ活用評価	26,000	52,000	64,000	70,000	
	外皮基準および一次エネルギー消費量活用評価	16,000	32,000	48,000	64,000	

注1 ここでの、「長屋タイプ」は2戸から8戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない住宅を指す。建築物基準法施行規則別表で定める長屋でない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅（ハウスプラスが認める場合に限る）においても、長屋タイプとして扱うことができる。共用部に暖冷房・換気・給湯・照明・昇降機がある場合は、共用部の一次エネルギー消費量計算（非住宅）の計算が必要であるため、この長屋タイプには含まない。



ハウスプラス住宅保証株式会社

〒108-0014
東京都港区芝5丁目33番7号 徳栄ビル本館4階
TEL : 03-5962-3800